

「子どもの居場所」木質空間整備事業 Q & A 【R 元. 5. 10 日現在】

●改訂履歴

年月日	改訂内容
H30. 5. 18	作成
H30. 6. 14	Q追1（実施要領第8関係で実施計画書の提出の考え方を追加）
H30. 7. 4	Q追2（実施要領第6関係でパーゴラ等の木製外構施設の考え方を追加）
H30. 8. 22	Q追1の修正（実施要領第8関係で実施計画書の提出の考え方）
H30. 8. 24	Q追3（実施要領第8関係で同一施設の再応募の考え方を追加）
R 元. 5. 10	実施要領の一部改正に伴う字句の修正、その他軽微な修正

実施要領第3関係【定義】

Q 1	子どもの居場所とは？
-----	------------

A：子どもの居場所とは実施要領第3の第2号に定義されています。

不特定多数の者が利用可能な施設で、保育園及び幼稚園その他主として子どもが利用する用途に供する施設及び子どもに遊び場を提供する施設です。

実施要領第4関係【対象事業】

Q 2	補助の対象となる事業はどのような事業か？
-----	----------------------

A：子どもの居場所において県産材を利用した施設を整備する下記の事業になります。

- ①子どもの居場所の木造又は木質化を行うもの
- ②子どもの居場所に木の調度品やおもちゃの設置を行うもの

ただし、前記に関わらず下記の事業は対象事業としません。

- ①国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- ②国又は県が出資する財団法人等から助成金を受けた事業
- ③宗教的活動に関する事業
- ④政治的活動に関する事業
- ⑤公序良俗に反する事業

実施要領第5関係【事業主体】

Q 3	補助事業に応募できる者は誰か？
-----	-----------------

A：子どもの居場所を所有または運営する者であれば、応募可能です。

ただし、次に掲げる者は対象になりません。

- ①個人
- ②国又は都道府県
- ③暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体
- ④政治的な活動を目的とする団体

Q 4	民間企業は補助の対象になるか？
-----	-----------------

A：対象になります。

ただし、本事業により取得した財産を、営利目的として、専ら企業の利益を上げるために利用する場合にあっては、補助の対象にしないものとして扱います。

Q 5	個人で事業を行っている場合は、事業主体になるか？
-----	--------------------------

A：対象になりません。

事業を行っていたとしても、個人の資産に資するものに本補助金を投じることは適切でないと考えるため、補助の対象にしないものとして扱います。

実施要領第6 関係【補助対象施設】

Q 6	対象となる施設はどのような施設か？
-----	-------------------

A：不特定多数の者が利用可能な施設で、保育園及び幼稚園その他主として子どもが利用する用途に供する施設及び子どもに遊び場を提供する施設です。

例：保育園、幼稚園、託児所、児童センター、子育て支援センター、児童福祉施設、小学校、商業施設や図書館等に設けられるキッズスペース 等

・ただし、次に掲げる施設は補助の対象施設とはしません。

- ①不特定多数の利用がなく、専ら事業主体の職員等のために利用される施設

本事業では、県産材を利用した施設整備を行い、多くの子どもに当該施設を利用してもらうことで、間伐材の有効利用と木を使うことの意義を学び、子どもが将来における県産材利用の意識の醸成を図ることを目的とすることから、不特定多数の者が利用できる施設でなければならないと考えるため、利用者が限られる施設については、対象外として扱います。

- ②施設の利用に当たり維持管理費以上の利用料金を徴収する施設内または場所

本事業のモデル性は、木を使うことの環境的意義の理解を深める普及性、容易に模倣できる汎用性と考えることができることから、不特定多数の者に開かれ、容易に利用できる施設

でなければならないと考えます。

そのため、施設の維持管理費以上の利用料金を支払わなければ利用できない施設は対象外として扱います。

③本事業により整備された財産を、営利目的として、専ら企業の利益を上げるために利用する施設

事業により得た財産または効用を増大した財産を利用し、直接的に企業の利益を上げる施設に本補助金を投じることは適切でないことから対象外として扱います。

④宗教的活動を目的とする施設

Q 7	保育園及び幼稚園は保育料等を徴収しているが、補助対象施設になりますか？
-----	-------------------------------------

A：補助の対象施設として扱います。

保育園や幼稚園等は、保育料等として料金を徴収しますが、あくまで、それは保育のための料金であり、施設を利用するための料金の徴収ではないものとするため、保育料等を徴収する施設（例：幼稚園、保育園、託児所、児童センター、小学校等）は補助の対象施設として扱います。

Q 8	公民館の会議室などを使用し、子ども集会等を行う場所は対象になるか？
-----	-----------------------------------

A：常時、子どもの利用に供される場所であれば、対象になります。

ただし、子ども集会等が一時的なものであり、通常時は他の用途に供されるものは対象外として扱います。

Q 9	個人住宅の一部に託児所を設けている。 託児所に木のおもちゃを置きたいと思っているが、対象になるか？
-----	--

A：対象になりません。

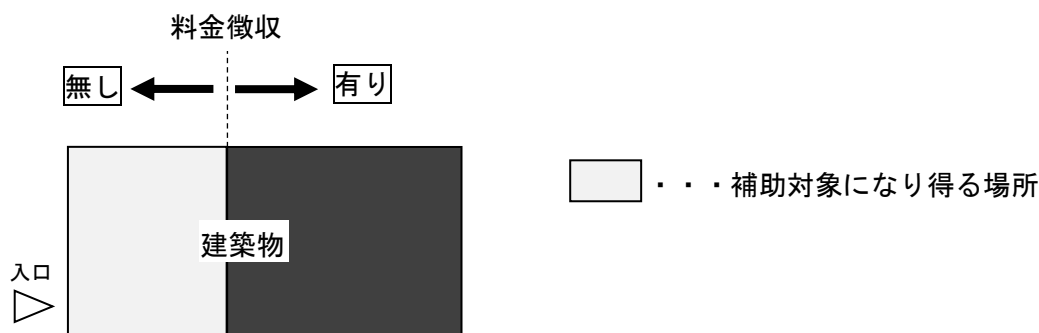
- ・個人の資産になる施設に本補助金を投じることは適切でないことから対象外として扱います。

Q10	体育館や文化会館などで、施設利用料金を徴収するが、エントランスは無料で入場が可能。 エントランスにキッズスペースを設けたいと思っているが、対象になるか？
-----	---

A：補助の対象になります。

- ・施設の維持管理費以上の料金徴収を行わず、不特定多数の者が常に利用可能な場所に、キッズスペースを設ける場合は、補助対象として取り扱います。
- ・施設の利用料金を徴収する施設が、補助対象施設になるかは、下図を参考にしてください。

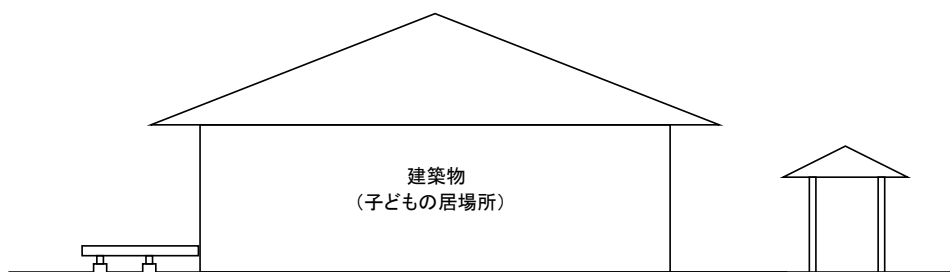
(例1)



Q追2 保育園の園庭（砂場）に、パーゴラを設けたいが、補助の対象になるか？

A：補助の対象になります。

- ・本事業では、子どもたちが県産材を利用した施設を見て、実際に触れてもらうことで、県産材の良さを感じてもらい、将来における県産材の利用に繋げることを目的にすることから、保育園や幼稚園など建築物本体が子どもに利用され、その建築物と同一敷地内に設ける木製外構施設（パーゴラ、四阿、ウッドデッキ等）が、子どもが利用するものであれば、本事業の目的に該当すると考えるため、補助の対象とします。
- ・また、応募する事業は、「木造・木質化」として応募してください。
- ・木製外構施設が補助対象になるかは、下図を参考にしてください。



外構	建築物本体	外構	
ウッドデッキ	建築物本体	駐車場 舗装	パーゴラ、 東屋
木製外構施設	木造・木質化施設		木製外構施設
補助対象	補助対象	補助対象外	補助対象

Q追3 事業採択を一度受けたことがある施設において、再度、応募することは可能ですか。

A：同一年度中に、同一の補助メニューで再応募することは不可とします。（※補助メニュー：実施要領第4第1項第1号及び第2号）

本事業は、子どもたちが県産材に触れる機会を作り、将来における県産材利用の「きっかけ」作りを目的とすることから、県内の多くの施設で県産材に触れることができる場所を設けたいと考えるため、同一年度中に事業採択を受けたことがある施設において、同一の補助メニューで再応募することは不可とします。

ただし、補助メニューが異なる場合の再応募は可とします。

【参考】同一年度中の応募パターン(1回目に応募した事業が採択になった場合)

	応募事業		適否
	1回目	2回目	
想定1	木造・木質化	木造・木質化	×
想定2	木造・木質化	木の調度品・おもちゃ設置	○
想定3	木の調度品・おもちゃ設置	木造・木質化	○
想定4	木の調度品・おもちゃ設置	木の調度品・おもちゃ設置	×
想定5	木造・木質化 木の調度品・おもちゃ設置	—	2回目の応募不可
想定6	木の調度品・おもちゃ設置	木造・木質化 木の調度品・おもちゃの設置	×

実施要領第 8 関係【実施計画書の提出】

Q追1 (修正)	施設を所有する者が同一人物で、複数の施設において事業を行いたい場合、まとめて応募することは可能ですか？
-------------	---

A：可能とします。

事業を行う施設が決定していることを条件に、複数の施設をまとめて応募することを可能とします。

ただし、その場合であっても、それぞれの施設での事業のPR効果等を確認し、事業採択することが必要と考えるため、「子どもの居場所」木質空間整備事業実施要領第8に規定する事業計画書(様式1号)の別紙「事業計画概要書」は施設ごとに作成してください。

実施要領第 4 第 1 項第 1 号関係【木造・木質化について】

Q11	補助対象事業費の上限を 499 万円とする理由は？また、対象床面積を 300 m ² 未満にする理由は？
-----	---

A：展示効果やシンボル性が高い公共施設のうち、事業費 500 万円以上かつ整備面積 300 m²以上の大規模な木造化・木質化の整備は国庫補助制度(木造公共施設整備事業)の対象になるため、本事業では国庫補助制度の対象外である小規模施設を対象とする考えで、補助対象事業費及び床面積を設定しています。

Q12	建築物の一部を木質化したいが、補助対象となるか？
-----	--------------------------

A：補助対象事業費が 499 万円以下で、整備面積が 300 m²未満であれば施設の一部を木質化する事業も補助対象として扱います。

実施要領第 4 第 1 項第 2 号関係【木の調度品やおもちゃの設置について】

Q13	おもちゃを子どもに提供（プレゼント）する事業は対象になるか？
-----	--------------------------------

A：対象としません。

木の調度品やおもちゃの事業については、施設への設置（導入）する事業を対象事業として扱うため、子どもにプレゼントする事業は補助対象外として扱います。

Q14	子ども集会等を定期的に行っているが、開催場所が特定の場所でない場合、補助の対象となるか？
-----	--

A：補助の対象外として扱います。

当該事業により設置された調度品やおもちゃは、当該施設に常設され、多くの子どもに利用されなければならないと考えるため、補助を受けた場所以外でおもちゃ等を利用する事業は対象外として扱います。

Q15	事業により取得した、調度品やおもちゃに関する管理責任については誰が負うのか？
-----	--

A：補助事業者が負うものです。

本事業により取得した調度品やおもちゃについては、善良な管理者の注意をもって、管理を行うことを補助条件にしています。

そのため、事業により取得した調度品等は、補助事業者が管理責任を負いますので、利用者の安全に万全の配慮をしてください。

【事業採択】

Q16	事業に応募すれば、必ず補助金を貰えるか？
-----	----------------------

A：補助金は、選定委員会における事業採択を受けた事業に補助金を交付します。

令和 2 年度の事業採択予定件数は①木造・木質化は 5 件、②木の調度品・おもちゃの設置は 30 件を予定しています。

事業採択にあつては、選定委員会において審査を行い、最終的な事業採択を行います。